

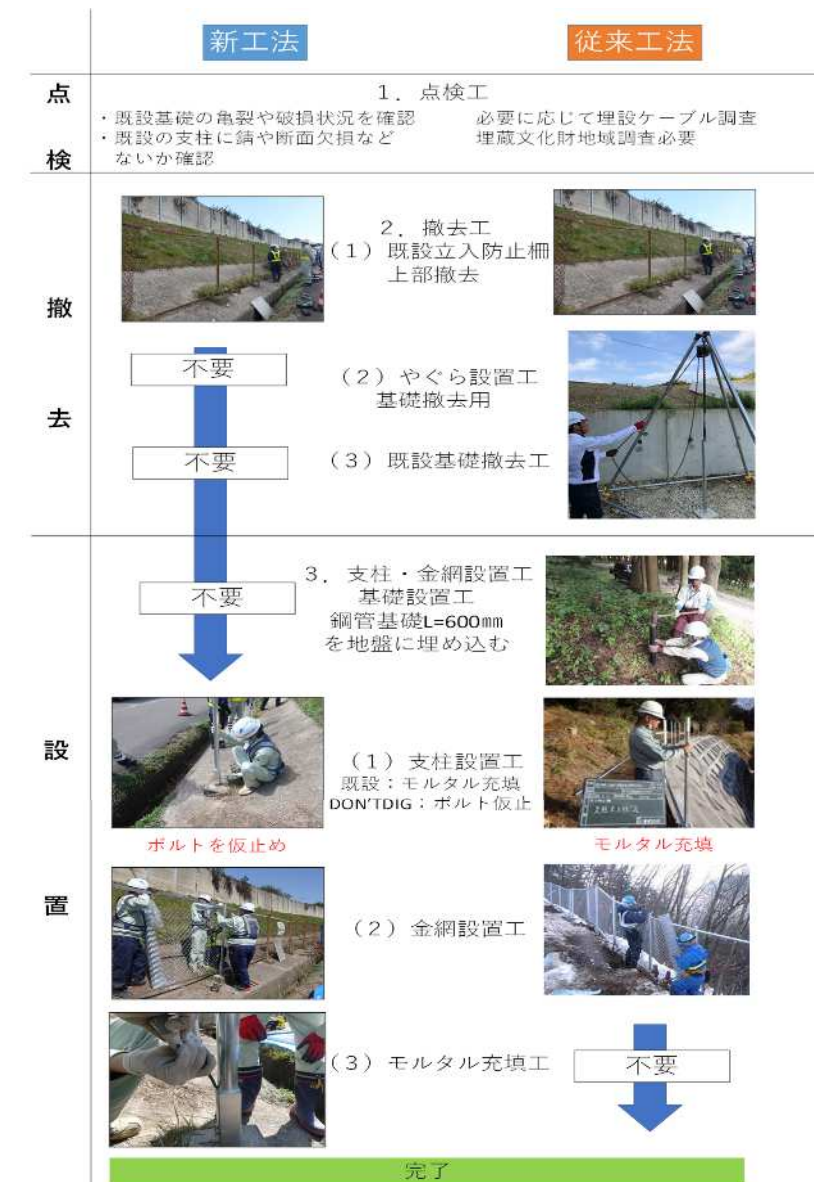
第62回富山県発明とくふう展 内容説明書 (令和6年度)

出品区分	1 企業の部 ・ 2 一般の部		受付番号	5
ふりがな	きせつたちいりぼうごさくさいせいこうほう			
作品の名称	既設立入防止柵再生工法			
ふりがな	びーせーふ	ふりがな	まつしましゅうし	
会社名	株式会社ビーセーフ	発明者名	松嶋秀士	他 3名
出願状況	<input type="checkbox"/> 未出願	出願番号	特許・実用・意匠	— 年 月 日
	<input checked="" type="checkbox"/> 出願済	公開番号	特許公開	— 年 月 日
		登録番号	特許 実用・意匠	第 7324474 号
特徴と要点 (必ずご記入下さい)				
背景				
<ul style="list-style-type: none"> 高度成長期より整備された立入防止柵は更新時期を迎えるが、更新の際、埋設ケーブルなどの地下埋設物調査や埋蔵文化財地域など掘削に必要な手続き等が必要となり時間がかかる 通常更新の際、新たな立入防止柵を設置するが、基礎ごと撤去する必要があり、コンクリートなどの産業廃棄物が発生する 				
本作品の特徴				
<ul style="list-style-type: none"> 既設立入防止柵の更新を、基礎を含む既設撤去及び新設から既設の基礎及び支柱の一部を再利用する支柱にすることで、基礎工事が不要となり、工期短縮とコスト削減が図られる。 既設立入防護柵更新時の着工前埋設物調査を不要とし、試掘等における埋設ケーブル破断事故等が減少し、安全性の向上が図られる。 産業廃棄物処理が不要となったことで環境負荷が軽減でき、かつコスト削減が図られる。 大型重機を使用しないため、騒音・振動が軽減することにより環境負荷を軽減できる。 大型重機不要及び使用するコンクリートの削減により CO₂ 排出量を半減できる。 支柱以外の部材は、既製品を利用することができるためコスト削減ができる。 				

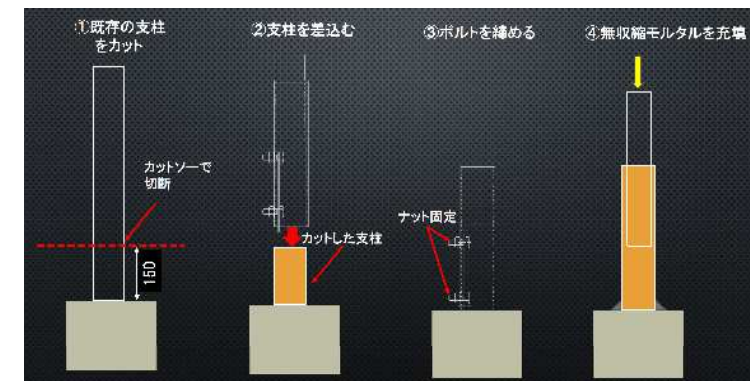
略図、図面、写真等で、簡単に特徴を記入して下さい。(※太枠内でご記入ください)

(※審査用にコピー(縮小)しますので、濃く見やすく作成してください。)

1. 立入防止柵更新における従来工法との工程比較



2. 支柱の施工手順



【記載注意事項】

- この説明書は、審査用、展示用カードとして用いられますので必ずご記入下さい。
- 従来のもの(方法)に比し、どこを(何を)どのように工夫したか、要点を判り易く図または写真でご説明下さい。
- 改良工夫箇所が多くある場合、要点をしぼってご記入願います。
- この内容説明書は出品申込書と一緒に、令和6年9月18日(水)までに事務局へ提出して下さい。